書写書道教育研究　第32号　抜刷
ISSN 2433-2429

現代イギリスにおけるHandwritingの教育目標及び教材に関する考察

―「1988年教育改革法」制定当時のナショナルカリキュラムに準拠した在り方との比較―

小 林 比出代

Examining the Educational Purposes of the Teaching of Handwriting and related Teaching Materials currently used in England:

A comparison with the goals stipulated in the National Curriculum based on the 1988 Educational Reform Act

KOBAYASHI Hideyo

2017

全国大学書写書道教育学会

現代イギリスにおける Handwriting の教育目標及び教材に関する考察

―「1988年教育改革法」制定当時のナショナルカリキュラムに準拠した在り方との比較―

信州大学　小 林　比出代

1．はじめに

筆者は、“文字を書くことの教育（＝書字教育）”に関する日本と他国との比較研究の一つとして、「教育目標から見た英・米国の Handwriting の教育と日本の書写教育」(『書写書道教育研究』第12号（1998）収録）において、当時のイギリスにおける Handwriting の教育目標を考察し、日本での硬筆書写の教育目標と比較検討した。続く「「The Education Reform Act（1988年教育改革法)」制定以降のイギリスにおける Handwriting の教育の在り方」(前掲書第14号（2000）収録）では、「1988年教育改革法」により導入された当時のナショナルカリキュラムに準拠した教師用指導書『English Key Stage 1 ages 5-7 Teacher's Resource Book』『The Handwriting Book』(ともに STANLEY THORNES 発行）及び各指導書が提示する教材を分析し、第2次世界大戦後の教育制度に40年ぶりの抜本的な改革を加えたイギリスが、教育水準の向上のため新設したナショナルカリキュラムに基づき、Handwriting の教育にどのような指導方針を持ち実践しているのか考察した。

戦後イギリスでの教育改革の集大成と目される「1988年教育改革法」は、現在イギリスで進めている教育改革の根底を規定したと考えられている。教育水準の向上を目指して今日も引き続き教育改革が行われる中で、2014年から現行のナショナルカリキュラムが施行された。本論考では、比較書字教育研究の一環として、第2章にて、今日に至るまでのイギリスのナショナルカリキュラムの変遷と特徴を概観する。次に、第3章で、現行のナショナルカリキュラムと「1988年教育改革法」により導入されたナショナルカリキュラムとを比較し、現代のイギリスでは、Handwriting の教育目標をどのように見据えているのか明らかにする。その上で、第4章では、特に文字学習入門期の教材に着目し、現行のナショナルカリキュラムに準拠した Handwriting のテキストでの教材を約20年前の在り方と比較して、イギリスにおける Handwriting の教育の現況について考察する。

2．ナショナルカリキュラムに関する概説

本章では、ナショナルカリキュラムの変遷や特徴について、以下の文献に基づいて概説する。

○「イギリス教育改革の変遷―ナショナルカリキュラムを中心に―」吉田多美子『レファランス』平成17年11月号（2005）pp.99-112

○「イギリスにおけるナショナルカリキュラムとそれへのアクセスの手だてについて」横尾俊・渡部愛理『世界の特別支援教育』(24)（2010）pp.43-52

○『学校改革』藤田英典・大桃敏行　日本図書センター 2010

○『現代イギリス「品質保証国家」の教育改革』大田直子　世織書房　2010

○『教育の比較社会学』原清治・山内乾史・杉本均　学文社　2011

○「イギリスにおける連立政権によるナショナルカリキュラムの見直しの動き―『ナショナルカリキュラムの枠組み』(2011年）を中心に―」藤井泰『松山大学論集』第24巻第6号（2013）pp.61-86

○『諸外国における教育課程の基準（改訂版）―近年の動向を踏まえて―』勝野頼彦（研究代表者）国立教育政策研究所　2013

○『文部科学省国立教育政策研究所・JICA 地球ひろば共同プロジェクト グローバル化時代の国際教育のあり方　国際比較調査　最終報告書（第1分冊)』独立行政法人 国際協力機構 地球ひろば　2014

○「イングランドのカリキュラム改革と日本語教育―初等教育への外国語教育必修化を中心として―」福島青史・村田裕子『国際交流基金日本語教育紀要』11号（2015）pp.95-111

○『海外の教育改革』坂野慎二・藤田晃之　NHK 出版　2015

○『比較教育社会学へのイマージュ』原清治・山内乾史・杉本均　学文社　2016

なお、「イギリス」は、イングランド（England)、ウェールズ（Wales)、スコットランド（Scotland)、北アイルランド（Northern Ireland）の4つの地域

から構成され、正式には「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国（United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland）」と呼ばれる。各地域が教育をはじめとする内政に強い独立性を持っており、それぞれの地域で異なる教育制度をとっている。中央省庁である「教育省（Department for Education：DfE）」は主にイングランドの教育に関わり、その他の地方には各自治政府で教育を担当する担当部局（「地方当局」＝日本の教育委員会に相当）が置かれている。一般的に「イギリス」と表記する場合、本来は4つの地域を含めた呼称となるが、現行のナショナルカリキュラムに関する変更はイングランドを対象とするものであるため、本論考でいう「イギリス」とはイングランドを指すこととする。

2. 1. ナショナルカリキュラムの変遷

イギリスでは、第2次世界大戦後の教育制度の骨格を「1944年教育法（The Education Act 1944）」によって提示した。これを大きく転換したのが、「1988年教育改革法（The Education Reform Act 1988）」の制定を含む、1970年代後半からの教育改革である。その一つのターニングポイントが、1976年にジェームズ・キャラハン首相（当時）が、当時の荒廃した教育状況を改善するには、国民全体で教育改革について考えることが重要であるとして、「教育大討論（The Great Debate in Education）」を提案したことによるとされる。こうした改革の流れは、次に政権に就いたマーガレット・サッチャーに引き継がれ、中央政府が主導権を握った教育改革が推し進められた。その集大成が「1988年教育改革法」の制定とされる。1987年の総選挙で圧倒的勝利を収めたサッチャーは、第3次政権（1987年－1990年）で、ケネス・ベーカー教育科学大臣（当時）指揮のもと「1988年教育改革法」を成立させた。その際、ベーカーは、特に英語（＝国語）教育に関わる問題からナショナルカリキュラム（National Curriculum：全国共通教育課程）の導入を認めるようサッチャーを説得にかかった。ナショナルカリキュラムの導入は、ベーカーによって立案され具体化が図られた。

「1988年教育改革法」は、「1944年教育法」以来初の、大規模かつ急進的で、イギリスの教育制度を抜本的に改革する画期的な法律となった。中でも、それまで中央政府が統制してきていなかった義務教育段階の公立学校のカリキュラムについて、イギリス国内で共通に履修すべき教科と教育内容をナショナルカリキュラムとして初めて制定した上で、その実施評価としてナショナルテスト（National Curriculum Test：全国共通教育試験）を行うことが規定された点は注目すべきである。「1988年教育改革法」による重要な変革点は、第一にナショナルカリキュラム及びナショナルテストの導入にある。「1988年教育改革法」の制定によって、現在もイギリスにおいて進められている教育改革の根幹が規定された。

サッチャー政権のもと制定された「1988年教育改革法」では、英語（＝国語）・数学・理科の中核教科（core subject）と、美術・地理・歴史・外国語・音楽・体育・技術の基礎教科（foundation subject）の合計10科目によってナショナルカリキュラムが構成された。これもベーカーの提案によるものとされている。また、ナショナルカリキュラムでは、キーステージ（※詳細後述）ごとに、学ぶべき教育内容や習得が期待される知識・技能、理解度を示す「到達目標（attainment targets）」が規定されている。

このようなイギリスのナショナルカリキュラムは、英語圏の諸国での先駆けとなり、他の国々にも影響を与えていった。

以上のように、ナショナルカリキュラムは、「1988年教育改革法」によって制度化された後、1989年から初等学校を皮切りに順次導入され、1991年度には正式に第一次ナショナルカリキュラムが実施された。イギリスでのナショナルカリキュラムの改訂サイクルは特に決まっていないが、その後、数度の改訂を経て現在に至っている。

1989年からの学校段階ごとの順次導入を受け、ナショナルカリキュラムは、1993年、1999年と改訂が行われた。1993年の改訂では、学校現場からの批判を受け、基礎学力の育成と教育内容の精選、そして、学校及び教員の裁量権の拡大を目指した。1994年にレビューが行われ、初等・中等カリキュラムが改訂されている。その後、1999年の改訂では、英語（＝国語）と算数・数学の指導の強化、市民性教育の中等学校での必修化、情報教育（Information and communications Technology：ICT）の徹底、初等学校での外国語教育の奨励等が盛り込まれた。この大幅に改訂されたナショナルカリキュラムは「カリキュラム2000」と呼ばれ、1999年に骨子を発表、2000年9月（＝新年度）から実施された。続くブレア政権下においては、進学率の低下に伴い中等教育が見直され、その結果改訂されたナショナルカリキュラムが2004年から実施された。

その後、2010年の総選挙により、労働党に代わって保守党・自由民主党の新政権が誕生し、13年ぶりの政権交代が行われた。新首相はデイヴィッド・キャメロン、教育大臣にはマイケル・ゴーブが就任した。キャメロン連立政権が誕生して、これまでのナショナルカリキュラムを全面的に見直す作業が始まった。キャメロン連立政権の最大の課題は、ナショナルカリキュラムの全面改訂にあった。

2011年、ゴーブは、専門家委員会がナショナルカリキュラムを検討する上での留意事項について、「ナ

ショナルカリキュラムの教育内容は、子どもの学び方や学ぶ内容に関する知識をよく反映させて、世界で最も優れた教育実績をあげている国や地域のカリキュラムに匹敵するものとする。」「世界でも最も優れた教育的水準と合致するような学習到達要件を定める。」「ナショナルカリキュラムは、厳密さと高い水準を備えなければならないし、学校の教育内容は体系的になるようにすべきである。こうして全ての子どもには主要教科の学問における核となる知識（core of knowledge）を身につける機会が確実に与えられるようにする。（系統的な教科の知識を重視する。）」「ナショナルカリキュラムはこれまで通り、公立（公営）学校（maintained school）では義務的な要件となる。」等を掲げた上で、ナショナルカリキュラムを見直すことを発表した。

続く2012年、ゴーヴは、ナショナルカリキュラムのうちの主に初等教育に関する教育大臣からの指針として、「中心教科すなわち数学・理科・英語（＝国語）については、これまでのナショナルカリキュラムの内容と比べて、より高い水準を期待する内容とすること。」「英語（＝国語）は、高いレベルのリテラシー能力を要求すること。特に読み書きの発達に寄与し、詩の暗唱、ディベート、発表を通じて正式な英語を身につけることができる会話言語（spoken language）を重視すること。」等の観点を明示した。

このような、ナショナルカリキュラムの全面的な見直し作業のねらいは、教育水準の向上を目指して、子どもたちに何を学ばせるか、つまり、学習内容を特に知識の側面から明確に規定することとともに、その実践にあたって、学校や教師に、より高い自律性を与えることにあった。また、学習内容を決定する際には、学力の国際比較テストで高い得点を出している国々のそれらをよく研究した上で、国際競争に負けないように高い水準を期待した内容を示すこととしている。ここで、英語（＝国語）・数学・理科が重視されている背景には、当時の政権がPISAテストの結果を初めて真剣に取り上げた点が挙げられる。この時のナショナルカリキュラムの改訂作業では、PISAテストの上位国のカリキュラムから学ぶという姿勢を前面に出している。以上のように、改訂を目指す新しいナショナルカリキュラムは、教えるべき知識内容を明確に示すと同時に、英語（＝国語）・数学・理科に絞った形で簡素化することによって、学校や教師の自律性を高めることを目指した。

2011年から始まった上記の検討により、2013年には新しいナショナルカリキュラムの素案が提出され、コンサルテーションを経て同年９月に『Framework document』が発表された。この内容に基づき、2013年９月に新ナショナルカリキュラム（DfE2013f）が確定し、2014年９月（＝新年度）から現在まで実施されてきている。

2. 2. ナショナルカリキュラムの特徴

ナショナルカリキュラムは、その年齢の子どもに期待される知識や技能などの標準（standard）を示しており、1989年から現在まで、実際にイギリス国内の学校で実施されてきている。ナショナルカリキュラムは法令として定められており、政府によって各教科の「教育（学習）プログラム（Programme of study）」と「到達目標」が設定され公表されている。ナショナルカリキュラムの導入によって、イギリス中のどの学校においても、統一された学習内容が保障されることとなった。しかし、ナショナルカリキュラムは、学校のカリキュラムの全体にわたるものではない。ナショナルカリキュラムは、学校カリキュラムの主要な部分ではあってもその全てではなく、カリキュラムの開発と実施については、各学校の自由な創意に委ねられている部分が大きい。

イギリスのナショナルカリキュラムは、日本の学習指導要領にあたるもので、内容的に共通点や類似点も多いとされる。実際、ナショナルカリキュラムの導入時に、当時のイギリスの教育科学省は、カリキュラム作業委員会の委員を日本に派遣し、日本の数学教育の実態を調査してナショナルカリキュラム作成の参考にしている。

一方で、日本の学習指導要領との相違点も何点か挙げられる。例えば、イギリスでは日本のような教科に対する法的な授業時間数の規定がないこと、また、イギリスではナショナルカリキュラムの具現化は各学校に委ねられているが、唯一ナショナルテストを通じてその到達度がチェックされるのに対して、日本では検定教科書の使用によって、学習指導要領に沿った教育を行うことが義務づけられている点等である。イギリスのナショナルカリキュラムはあくまでも学校カリキュラムの最低基準の一つであり、その内容の教育における具体化は各学校や教員に任せられている。日本の学習指導要領とはその法的拘束の仕方が異なっている。

イギリスの教育制度は６－５－２制で、５歳から11歳までの６年間が初等教育、11歳から16歳までの５年間が中等教育であり、この５歳から16歳までの11年間が義務教育となる。公立学校の場合、日本の小学校にあたるプライマリースクールに５歳から11歳まで、中学校にあたるセカンダリースクールに12歳から15歳まで通学する。つまり、日本と比べて１年間早く初・中等教育が始まり、13年間学習した後、日本と同じ18歳で高等教育に進学することになる。

イギリスでは、上記の教育制度とは別途に、教育課程上の区分として、キーステージ（Key Stage. 以後「KS」と略す）がある。KSとは、法令上、５歳から

16歳までの義務教育を4つに分割した期間（ステージ）、学年区分のことである。KS 1（Year 1 − 2：初等学校第1～2学年）は5歳から7歳の2年間であり、KS 2（Y 3 − 6：初等学校第3～6学年）は7歳から11歳までの4年間である。初等教育を修了し中等教育においては、KS 3（Y 7 − 9：中等学校第7～9学年）が11歳から14歳までの3年間であり、KS 4（Y10 − 11：中等学校第10～11学年）が14歳から16歳までの2年間に分けられている。

ナショナルカリキュラムはKSごとに規定されている。KSは生活年齢による区分であり、学校内容については、大まかに「教育（学習）プログラム」と「到達目標」のレベル（レベル1～8）が定められている。ナショナルカリキュラムの政府文書（各教科編）は、日本のような学年別ではなく、KSごとに、複数の学年にまたがる形で各教科の「教育（学習）プログラム」と「到達目標」が決められている。なお、現行のナショナルカリキュラムでは、初等学校でのKS 2（Y 3 − 6の4年間）を'Lower KS 2'と'Upper KS 2'に分割してある。これは、1つのKSが4年間では期間が長すぎるため2年刻みにすることを、初等学校関係者が支持していたことによる。

なお、イギリスには、日本のような教科書検定制度は存在しない。教科書にあたるテキストブックは存在するが、その内容についてのナショナルカリキュラムからの影響は日本に比べると小さく、授業の中でも教具の一種に位置づけられると考えられる。検定教科書がなく、また、ナショナルカリキュラムでは、教授方法や各教科の年間授業時間数、各学校でのカリキュラム組織方法等まで法的に規定していないことから、イギリスは、教師が独自に授業内容を構成する、緩やかな教育制度をとっているようにも思われる。しかし、実際には、授業内容はナショナルカリキュラムアセスメントによる学力評価と、Ofsted（the Office for Standards in Education, Children's Services and Skills.）による学校評価との厳しい評価制度がある。従って、教師はその評価に対応した教育内容を行う必要があり、結果的にナショナルカリキュラムを尊重した授業を構成することとなっている。

授業で使用する教科書や教材に政府は関わっていないが、オックスフォード大学出版やケンブリッジ大学出版、コリンズ出版、ロングマン出版といった大手の教育図書の出版会社がナショナルカリキュラムに準拠した教科書や教材を出版しており、各学校ではそれらを適宜使用しているところが多い。ただし、小学校では基本的に教科書は使用せず、教師が与えられたガイドラインを自分たちで解釈し、それにふさわしい教材を自分たちで選んだり作ったりしている。

3．「1988年教育改革法」により導入されたナショナルカリキュラムと現行のナショナルカリキュラムとのHandwritingの教育目標に関する比較

本章では、「1988年教育改革法」により導入されたナショナルカリキュラムであるDepartment for Education（1995）. *English in the National Curriculum*. London, UK：HMSO.(以下「①」と表記)と、現行のナショナルカリキュラムであるScholastic（2013）. *The National Curriculum in England*. London, UK: Ashford Colour Press.（以下「②」と表記）との、初等教育段階（KS 1 − 2）におけるHandwritingの教育目標に関して比較検討を行う。

①では、KS 1（5～7歳）からKS 4（14～16歳）までの義務教育段階における国語教育の目標として、まず、SpeechやWritingを通して効果的なコミュニケーションが図れる能力や、理解しながらListeningが出来る能力、また、意欲的に反応しつつも判断能力

表1　『English in the National Curriculum』(1995) に示されたHandwritingの教育目標

Key Stage	Handwritingの教育目標	『English in the National Curriculum』中の原語
Key Stage 1（5～7歳）	読みやすさ	legible・clearly
	正確さ	correctly・accurately・join letter correctly
	正整美	consistent・regularity・neat・correct size
	連続している	joined
Key Stage 2（7～11歳）	読みやすさ	legible・clear
	正確さ	correctly・accurately・join letter correctly
	正整美	consistent・correct size
	連続している	joined
	自然な運筆	fluent・flow easily・joins are smooth

表2 『The National Curriculum in England』(2013) に示された Writing 学習における Handwriting の学習内容の概略

Key Stage 1	第1学年	Handwriting の活動に必要な身体的な技能を育成する必要がある。
	第2学年	個々の文字を正確に書けるので、最初から望ましい Handwriting の習慣を育成することができる。
Lower Key Stage 2	第3－4学年	文字を連続して書くこと（続け書き）が標準的にできなければいけない。 自分が言いたいことを記すのに充分な速度で書くことができる。
Upper Key Stage 2	第5－6学年	〔※ Handwriting に関する特記内容なし〕

表3 『The National Curriculum in England』(2013) に提示されている Handwriting の学習内容

Key Stage		法的に規定されている学習内容	注記（法的要件ではない学習内容）
Key Stage 1	第1学年	○正しい姿勢で座り、鉛筆を望ましい持ち方で持つ。 ○小文字の正しい書き方を習得する。 ○大文字を書く。 ○0から9の数字を書く。 ○類似して書かれる文字を理解し、各類似性に従って練習する。	○頻繁かつ個別に直接指導を要する。 ○正しく自信を持って書ける。 ○筆記具（鉛筆、ペン）の大きさは、児童の手にとって大きすぎないようにする。 ○児童にとって望ましい筆記具であれば、望ましい持ち方が保持でき、悪い習慣を避けられる。 ○左利きの児童は、それぞれの必要に応じた具体的な指導を受けるべきである。
	第2学年	○文字相互に配慮して正しい大きさの小文字を書く。 ○続け書きに必要な斜めや水平な線を使い始め、どの文字を連続させるかさせないかを理解する。 ○大文字や数字を正しい大きさで書き、他の文字や小文字と調和させる。 ○文字の大きさを考慮して単語間にスペースを作る。	○正しい字形の復習や練習を頻繁に行う。 ○確実に正確な字形で書けるようになったら、連続した書き方（続け書き）を学習すべきである。
Lower Key Stage 2	第3－4学年	○続け書きに必要な斜めや水平な線を使い、どの文字を連続させるかさせないかを理解する。 ○例えば、文字内の下降線が平行で等間隔になる等、Handwriting の読みやすさ、一貫性（正整美）、質を向上させる。ascenders（「b」「t」に見られるような文字自身の body より上の部分）や descenders（「g」「p」に見られるような文字自身の body より下の部分）が接触しないように、行間が充分とられている。	○各々の Writing を通して、文字を連続して書くこと（続け書き）ができるようになる。 ○自分が言いたいことを書きとめられるように、自然な運筆（流暢さ）を高めるねらいとして、Handwriting は引き続き指導されるべきである。この学習は、作文と Spelling の学習をサポートする。
Upper Key Stage 2	第5－6学年	○読みやすく、自然な運筆で、速度を上げて書ける。 ○個々人の書字スタイルの一環として、目的や必要に応じ、続け書きも含めて、用いる文字の形を選択できる。 ○課題に最も適した筆記具を選択できる。	○ Handwriting の練習を続けて、書字速度を上げるように促す必要がある。自分の言いたいことを書きとめるのに時間を要しないようになる。 ○例えば、速くノートを書く時や、手書きによる課題の完成等、個々の課題にどのような Handwriting が的確であるか明確にすべきである。 ○例えば、図表やデータのラベル、e メールアドレスの記述、フォームへの記入にあたっての数字や大文字は続け書きをしないことを学習すべきである。

を伴った Reading の能力を育成することが掲げられた。これに続き、「a」として Speaking と Listening、「b」として Reading、「c」として Writing の教育内容が列挙されて、Handwriting は「c」の中に位置づけられた。[1]

また、①によって、ナショナルカリキュラムが制定されるまで曖昧にされていた Handwriting の教育目標が法的に示された。KS 1 － 4（義務教育段階）の教育目標を掲げる中で、Handwriting は Writing の項の中に「presentation skills（表現技法）」の一つとして設けられた。[2] 各 KS での教育内容と到達目標から、①における初等教育段階での Handwriting の教育目標は**表1**のようにまとめられる。この結果、全ての KS において「読みやすさ」及び「正整美」が掲げられていることが明らかになった。[3]

一方、②では、第2章（「**2. 1.**」）に記した指針を受け、国語教育の目標にリテラシー能力の育成を掲げている。特に会話言語と読み書きの学習が重視され、国語力の養成は全ての学習の基礎として不可欠なことが強調されている。また、読書教育の重要性も説かれている。[4]

Handwriting に関しては、②も Writing の項の中に設けている。また、Writing の活動の根底には「自然な運筆（fluent）」「読みやすさ（legible）」「効率的

な速さ（speedy）」を伴う Handwriting が存在する（Writing は Handwriting に左右される）ことも記されている。[5] さらに、②では KS（学年）ごとに Spoken language, Reading, Writing の教育内容を示している。Handwriting は Writing の一領域として解説され、最初に各学年における Writing 学習全般にわたり概説している。[6] **表２**はその概略を列記し、**表３**は Handwriting の学習内容をまとめたものである。

ここで①と②を比較してみる。①では、言語学習を「社会的で文化的かつ実用的な生活」の基本とし、Handwriting をコミュニケーションのための効果的な手段の一つと見なしていた。Handwriting の教育は、日常生活に不可欠な技能の教育として、あくまで実用主義の立場をとっていたのである。その結果として、「読みやすさ」「正整美」が重視されていた。[7]

これに対して、②は、教育水準の向上や基礎学力の底上げを目指し、学習内容に関して知識面からの要件を法的に規定するとの姿勢が随所に見てとれる。英語（＝国語）を全ての学習の基幹教科とし、国語力を体系的に育成する一環に Handwriting の学習を位置づけるとの在り方は、①では②ほど強く打ち出されていなかった。双方ともに、同じく「読みやすさ」「正整美」を重視はしているが、その理由が、②では Writing の学習、ひいては国語力全般ないしは基礎学力の向上に寄与することに導かれていくのは①と異なる点である。ただし、結果としては、①と同様に「読みやすさ」「正整美」が重視され、加えて「正確さ」「自然な運筆」「連続している」にも重きが置かれる点には変わりがない。

なお、①②ともに、望ましい姿勢や筆記具の持ち方、字間や行間、書字速度、用途に応じた書字スタイルの選択等、加えて②では、筆記具の選択を学習内容に掲げているが、これは日本の書写教育と共通する。また、②の KS 1（第１学年）に、左利きの児童に関する指導について特記されている点は注目に値する。

4．現行のナショナルカリキュラムに準拠した Handwriting のテキストでの文字学習入門期における教材の分析

—「1988 年教育改革法」により導入されたナショナルカリキュラムに準拠したテキストの場合との比較—

本章では、「1988 年教育改革法」によって導入されたナショナルカリキュラムに準拠した『The Handwriting Book』（前掲書．以下「③」と表記）と、現行のナショナルカリキュラムに準拠した Handwriting のテキスト Carol Vorderman (2015). *Handwriting Made Easy Ages 5-7 (Key Stage 1) Printed Writing*. London, UK：DK.（以下「④」と表記）とを、文字学習入門期（KS 1）の教材に焦点を当て比較分析する。

④は、世界最大とされるロンドンの老舗書店 W & G Foyle Ltd.（以下「Foyles」と略称）の教育書専門フロアにおいて、2017 年３月現在、販売部数が多かった Handwriting のテキストである。本書の著者は数学に優れ、数学教育への影響力が大きいが、ナショナルカリキュラムに準拠した数学のテキストの他に一連のシリーズとして、理科や英語（＝国語）のテキストも編集出版している。本書はその一つである。前述の通り、イギリスには検定教科書が存在せず、政府は授業で使用する教科書に関わっていないが、当該テキストは、首都の大型老舗書店において販売部数が多いことから、多くの学習者や指導者に使用されている可能性が高いと類推し、本書の分析検討を試みることとした。

写真１　Foyles の教育書専門フロア

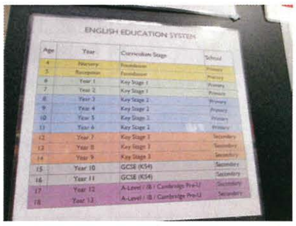

写真２　同フロアでの KS の説明

本書には 32 種の教材が掲載され、巻末に各教材に関する解説が記載されている。以降、例えば、「③ -」以下に示す数字は、各テキストにおけるワークシートナンバーを表す。

③④ともに第一教材は線遊びである。これらの教材では共通して、用筆法や文字を書く際の基本的な動きが学習できる。教材解説では、④に関しては、「滑らかで流動的な線を書くのに役立つ」とし、特に、④ -5 は、左利きの児童であっても利き手に関係なく用いることができる教材である旨を記している[8]。

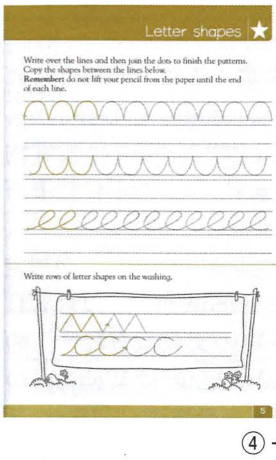

④ -5

続いて、実際に文字を書く学習に入る。③④ともに、小文字の学習から始める。この時、児童が類似した動きを体系的に習得することにより、効果的な学習が図れるとの理由から、小文字をアルファベット順ではなく、字形（用筆法）の類似性によって分類し、そのグループごとに教材を配列している〔③ -21 ／④ -6 ／④ -7 ／④ -9 参照〕。現行のナショナルカリキュラ

ム KS 1（第１学年）で法的に規定されている学習内容を色濃く踏襲した在り方である。また、これは、類似する点画の系統性を重んじた教材配列の在り方、すなわち、日本の通称「ノメクタ」式教材の在り方と同一の見解でもある。

③の場合、例えば③ -21 においては、字形の分類に従って教材を配列する中で、ワークシートの左側には罫線を基準に字形と筆順とを点線と矢印で明示し、右側にはその文字で始まる単語をイラストで描いて、随所に学習対象となる文字を散りばめている[9]。その際、ワークシート上に字形の類似性に関する説明は示されていない。

一方、④の場合、例えば④ -6 において、ワークシートの冒頭に、「類似した形や曲線もしくは直線を持つ文字群は "letter families" と呼ばれることがある」との説明文を掲げ（※点線囲みの部分）、字形の類似性に関する理解を促している。また、その後の練習に際しては、字形の特徴を、筆順も含め説明した上で練習させる形態をとっている。以上から、④では、現行のナショナルカリキュラムに則り、単にドリル的な練習を繰り返させるのではなく、知識面理論面からの配慮を行っていることがわかる。これは、教材解説として、例えば④ -7 において、「d，g，q の文字を練習する時、ascenders や descenders（※表３「Lower Key Stage 2」「法的に規定されている学習内容」の欄参照）の用語を紹介し説明すること」と記している点からも明らかである。また、④ -9 では、罫線の外に旗を模した外枠を設け、学習指導の上で、個別の文字のみならず、文字全体としての大きさ、高さ、字形の一貫性を確認するよう求めていることも着目すべき点である[10]。

④では、小文字全 26 文字を字形の類似性に従って練習した後、初めてアルファベットの順番を学習し、改めてアルファベット順に練習することになる。これは、日本の小学校第１学年の書写用教科書が、平仮名の学習を終筆部と送筆部の用筆法に従って展開した後で、五十音を学習する在り方と同じである。なお、④ -13 では、アルファベットの練習の際にその冒頭部で「できる限り整えて書くこと」と明示している。さらに、教材解説では、児童が Handwriting の学習に対して努力している姿を褒めることや、アルファベットを書いていて、未だ字形の上でストロークに確信が持てないようならば、前ページまでの教材に戻って復習するように記している[11]。これは、現行のナショナルカリキュラム Key Stage 1（第２学年）に注記されている「正しい字形の復習や練習を頻繁に行う」点を具現化したものとして捉えることができる。

続いて④では、既に学習したアルファベットの小文字を用いて、空欄を埋めて単語を完成させたり、イラストに示す名称を書いたりする学習に移る〔④ -14 参照〕。この時、教材解説には、Reading と Writing と Spelling は密接に結びついていること、また、望ましい Handwriting は、望ましい Reading や Spelling と自然のうちに一緒に向上すること、Handwriting の練習は、英語（＝国語）における全ての言語技能をサポートすることが記されている[10]。国語の各領域を体系的に関連づけて、基礎力の養成を図るとの意向がわかる。続く④ -15 では、人称代名詞や「mum」「dad」等家族の呼称及び自分の氏名といった、児童にとって身近で日常的な単語を小文字で繰り返し練習する。（ただし、一人称代名詞「I」だけは大文字を用いる。）また、単語と単語との間に指が１本入るスペースを確保するよう、単語間のスペースに留意を促している。これは、現行のナショナルカリキュラム KS 1（第２学年）で法的に規定されている学習内容である。さらには、「それぞれの単語を少なくとも３回は練習すること」と繰り返し練習することを推奨している。これも先述の注記にある「正しい字形の復習や練習を頻繁に行う」点に従った在り方である。

小文字の学習の後、③は大文字及び算用数字の学習に入る。一方、④は数字に関する学習となる。数字は、現行のナショナルカリキュラム KS 1（第１学年）において「０から９の数字を書く」と法的に規定されている学習内容であるが、④では、０から 20 ま

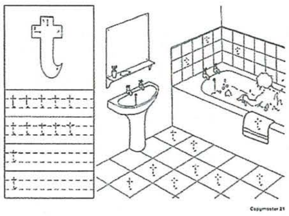

③ -21

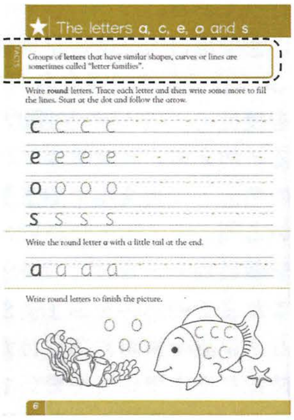

④ -6

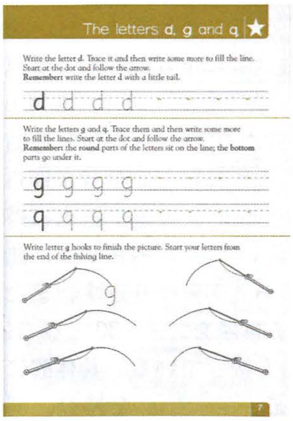

④ -7

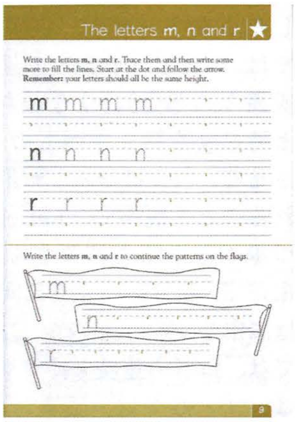

④ -9

でを算用数字と各数字を意味する単語の双方で書く学習を設けている。教材解説においては、これまでの学習と同様に、繰り返して練習することと、児童が疲れたり飽きてきたりした場合は、他の時間にまた学習を再開することを推奨している[12]。さらに、④-17では、部屋番号や自分の年齢を書く等、実用場面での数字の書き方について扱っている。

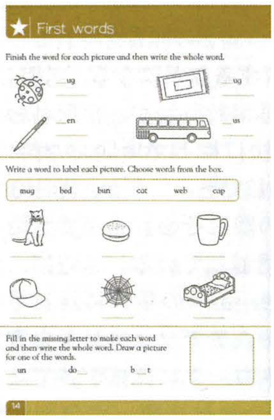

④-14

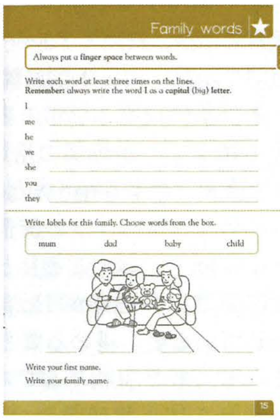

④-15

ここで③と④が決定的に異なるのは、④では、数字の学習と大文字の学習の間に、発音の学習と連携した小文字（単語）の綴り方の学習を設けている点である。

例えば④-18では、最初に「bat のように短く発音する a を真ん中に持つ次の単語を書きなさい」との課題文を記し、単語の真ん中に「a」を持つ「cap／mat／man／pan」との課題の単語を提示した上で、あわせて「それぞれの単語を少なくとも3回書きなさい」と指示している。続く学習として、「a cat on a mat」等を「あなたの最高の Handwriting で書きなさい」といった課題や、真ん中の a を抜いた単語を表中に列挙して「それぞれの単語に a を入れてこの表を完成させなさい」といった課題を提示している。これらの課題に関して、教材解説では、児童に、pan のように短母音 a を持つ、CVC（子音－母音－子音）から成る単語を練習させる旨を説いている[11]。④-19では、短母音 a の場合と同様に短母音 e を真ん中に持つ単語を学習し、あわせて韻律や鉛筆のコントロールに関しても触れている。この後、同じように短母音 i／o／u それぞれの学習が展開する。

これらの学習は、現行のナショナルカリキュラムにおける、国語力を体系的に育成し、その一領域として Handwriting の学習を位置づけるとの考え方を反映したものである。会話言語と読み書きの学習を重視した、国語の学習内容全体を包括的に扱う内容と捉えることができる。④において特筆すべき点である。

続く④-23は、教室にまつわる様々な単語を書く教材である。児童に、各単語を少なくとも3回練習し、また、例示の文字と同じ大きさで書き、かつ単語の間にはスペースを保つことを求めている。現行のナショナルカリキュラムの指針をふまえた上で、身近なものを教材とした一例と捉えることができる。教材解説では、児童が数回練習することは、自身の書き方に自信が持て、また各々の Handwriting の向上につながるとしている[13]。

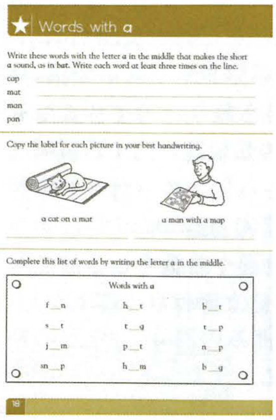

④-18

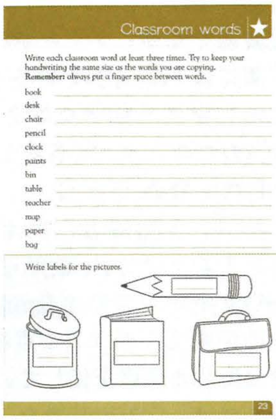

④-23

④においては、ここで初めて大文字の学習に入る。大文字の場合は、小文字の場合のように文字の類似性は考慮せず、最初からアルファベット順に練習を始める。その際、教材解説では、児童に大文字の適切な使い方に関して説明するよう求めている[12]。さらに、④-25では、同じ発音の小文字と連係させて学習する工夫も行っている。

④では、大文字の学習に続いて固有名詞の学習に入る。④-26は、固有名詞は常に大文字で始まることを確認し、自分や友達の名前を書く学習を設けている。加えて、教材解説では、場所の名前や住所、通りの名前等は大文字で始まることを指南する旨を記している[12]。その上で、④-27において初めて文章を書く学習になる。まず、文章自身について説明をした後、これまでの学習をふまえた要件（文章は大文字で始まる／単語と単語の間には常にスペースを入れる等）を確認した上で短文を書いてみる。その際、整然とした書きぶりで書くことも奨励している。

④-28から④-31において再び発音の学習と連携した小文字（単語）の綴り方の学習となる。④-28では、「文字（子音）の連結（Letter blends）」（※点線囲みの部分）、すなわち、母音 a／e／i／o／u と時に y を除くすべての子音から2つの子音を連結させて、例えば f＋l＝fl のように新しい発音が作られることを説明し、Letter blends を語頭や語末に持つ様々な単語を練習する。続いて、④-29では、語末が ff, ll, ss のように同じ小文字を繰り返す、または語末が ck, mp, ng になる単語を、④-30及び31では、母音の連続を持つ単語を扱っている。具体的には、④-30では、二重母音 ai／ee／ie を持つ、同じ発音になるが綴りが異なる単語を、④-31では、

二重母音 oa や長母音 oo を持つ単語を学習対象としている。その際、教材解説において、この学習は Reading と Spelling の学習をサポートすることや繰り返しの学習を重視することが記されている[13]。

④-28 から ④-31 の教材は、フォニックス (Phonics)、すなわち、綴り字と発音との関係を重視した教授法、ないしは発音と綴りの練習そのものであり、これらは文字を発音から想起させる一種の発音教育にあたる。Spelling と発音の関係について学習する姿勢を打ち出している、以上の教材設定及び解説の全てが、現行のナショナルカリキュラムに準拠した④の特性をより際立たせている。加えて、児童の書きぶりを称賛することの大切さも述べられている[14]。

④-27

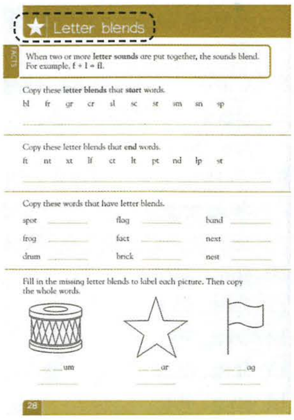

④-28

④-32 は本書の総まとめの教材である。自己紹介のワークシートとして、額縁の中に自画像を描いた上で、自分の氏名、年齢、住所、所属クラス、担任の先生の名前、学校名を書き、「This is my best handwriting」と当該ワークシートの最後尾に記す。これは、④での学習内容を全て盛り込む形の教材である。その際、学習のまとめとなる教材が自分の氏名の書き方に帰結する点、自分の氏名を、文字を書くことの教材として大切に扱う点に、日本の書写教材との共通性が見てとれる。なお、教材解説には、称賛は児童の努力をさらに引き上げることが重ねて記されている[14]。

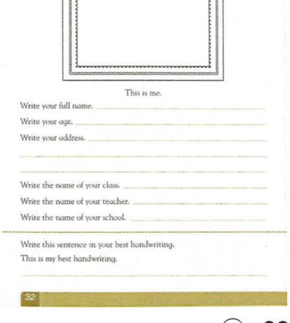

④-32

5．まとめと今後の課題

筆者は先述の拙稿（小林（2000））[15]において、「1988 年教育改革法」によって導入されたナショナルカリキュラムに準拠した Handwriting の学習教材とその配列方法は、松本が指摘する[16]第三期国定教科書（大正７年発行）の在り方、すなわち、ⅰ書法上の系統性に則った通称「ノメクタ」式教材　ⅱ「ノメクタ」式教材と語句教材との折衷教材　ⅲ語句教材　の３種の教材からの構成をなし、その中でも書法上の系統性を重視する「ノメクタ」式教材に一番比重がかけられているという在り方に最も類似していることを指摘した[17]。また、各 KS での教育内容及び到達目標と照らし合わせると、特に KS １の児童を対象とした教材が、ⅰの教材、すなわち字形や用筆法の系統性に則った「ノメクタ」式教材の形態をとっており、KS ２の児童を対象とした教材は、ⅱの「ノメクタ」式教材と語句教材との折衷教材とⅲの語句教材の形態をとっていることも言及した[16]。これらをふまえて、「1988 年教育改革法」により導入されたナショナルカリキュラムに準拠した Handwriting の学習では、文字学習入門期において徹底した「ノメクタ」式教材の配列方法をとるが、学習段階が進むに従い、現代の日本の書写用教科書と同様な、字形や用筆法の系統性と言葉（単語・文章等）としてのまとまりとの接点を折り合わせた教材配列になるといった捉え方の一つを提示した[16]。

本論考での比較分析から、現行のナショナルカリキュラムに準拠した Handwriting のテキストにおける文字学習入門期（KS １）の教材は、「1988 年教育改革法」により導入されたナショナルカリキュラムに準拠した Handwriting の学習教材と同じく、字形や用筆法の系統性に則った「ノメクタ」式教材の形態をとるが、同時に、なぜこのような教材を扱うのかについて理解を促し、Handwriting に関する知識の定着を図る配慮もしていること、また、繰り返しの練習を推奨していることが明らかになった。

さらに、現行のナショナルカリキュラムに準拠した Handwriting のテキストに関して特筆すべきは、現行のナショナルカリキュラムでの指針、すなわち、基礎学力重視の観点から、国語力の体系的な育成を目指して、会話言語と読み書きの学習を重んじ、国語の学習内容全体を包括的に扱う中で、Handwriting の学習もその一領域として位置づけるとの在り方が全般にわたって見られる点である。学校教育における学習内容を体系的に扱い、教科における系統的な知識を重視することで、主要教科での核となる知識（現在のイギリスの英語（＝国語）教育では、リテラシー、会話言語、読み書きの力）を育成する。中でも、Handwriting の学習と発音の学習との強い

連携は、現行のナショナルカリキュラムに準拠したHandwritingのテキストの大きな特色と考えられる。

日本の場合、文字学習入門期の教材に関して、一筆で書ける文字を第一教材に考える書写用教科書と、言語学習で音声的な部分の基礎となる母音を第一教材とする国語科用教科書との間に生じるズレを如何にすり合わせるかとの、教科書作成上（ないしは授業展開上）の配慮や工夫が求められる。先に論述した、現在のイギリスにおける、発音の学習とHandwritingの学習とを連携させるといったテキストの在り方は、文字体系や発音体系の違いはあれども、日本での、言語学習の中の音声的な部分と文字的な部分との両者を勘案して、双方の連携を図る教材設定の在り方を検討する上で参考にできる要素を包含しているように思われる。ただし、現行のナショナルカリキュラムに準拠したHandwritingのテキストが日本の書写用教科書に示唆する具体的な要素を挙げるには、④以外の、現行のナショナルカリキュラムに準拠したHandwritingのテキストの考察も要する。本論考で④を分析対象のテキストに選んだのは、教科書検定制度がなく、授業で使用する教科書に政府が関与しないイギリスにおいて、世界最高の書籍数を誇るイギリス最大の書店で④の販売数が高いことは、学習者や指導者に与える影響が大きいことの一つの指標と推察したからである。④が有する特徴は、現行のナショナルカリキュラムに準拠したHandwritingのテキスト全てに共通する特徴なのかを検証する必要がある。

なお、現行のナショナルカリキュラムに記されている連続した文字（続け書き）の学習指導については、「1988年教育改革法」によって導入されたナショナルカリキュラムに準拠した学習指導の際にも高い関心が寄せられていた。本論考では、KS 1での教材分析に焦点をあてたが、上記の点もふまえると、KS 1と同じく初等教育段階にあり、かつ、先の拙稿15でも検討したKS 2での教材に関する分析が必要となる。この課題については、④の後続テキストであるCarol Vorderman (2015). *Handwriting Made Easy Ages 7-11 (Key Stage 2) Confident Writing*. London, UK：DK. を検討することによって、Printed stylesからJoined upへの移行方法も含め考察したいと考えている。

【謝辞】 本研究はJSPS科研費JP15K04419の助成を受けたものである。

注

1 小林比出代（2000）「The Education Reform Act（1988年教育改革法）」制定以降のイギリスにおける Handwriting の教育の在り方」『書写書道教育研究』第14号, p.65.
2 小林比出代（2000）「The Education Reform Act（1988年教育改革法）」制定以降のイギリスにおける Handwriting の教育の在り方」（前掲書）, p.66.
3 小林比出代（1998）「教育目標から見た英・米国のHandwritingの教育と日本の書写教育」『書写書道教育研究』第12号, p.22.
4 Scholastic (2013). *The National Curriculum in England*. London, UK: Ashford Colour Press. 8p.
5 Ibid., 13-14.
6 Ibid., 16-40.
7 小林比出代（1998）「教育目標から見た英・米国のHandwriting の教育と日本の書写教育」（前掲書）, pp.25-27.
8 Carol Vorderman (2015). *Handwriting Made Easy Ages 5-7 (Key Stage 1) Printed Writing*. London, UK：DK. 33p.
9 小林比出代（2000）「The Education Reform Act（1988年教育改革法）」制定以降のイギリスにおける Handwriting の教育の在り方」（前掲書）, p.70.
10 Ibid., 34p.
11 Ibid., 35p.
12 Ibid., 36p.
13 Ibid., 39p.
14 Ibid., 40p.
15 小林比出代（2000）「The Education Reform Act（1988年教育改革法）」制定以降のイギリスにおける Handwriting の教育の在り方」（前掲書）, pp.65-75.
16 松本仁志（1989/1990/1992）「いわゆる「ノメクタ」式教材配列の成立と変遷（1）（2）（3）」『書写書道教育研究』第3／4／6号
17 小林比出代（2000）「The Education Reform Act（1988年教育改革法）」制定以降のイギリスにおける Handwriting の教育の在り方」（前掲書）, p.74.